

## 日本建築学会が提出した保存要望書による建造物の残存率と保存状況について

### A Study of the survival rate and the save situation of a building by the save demand book which Architectural institute of Japan submitted

豊嶋 真理 藤谷 陽悦  
Toyoshima Mari Fujiya Youetsu  
日本大学 生産工学部

College of industrial Technology, Nihon University

日本建築学会、保存要望書、技術革新、残存率、保存状況

The Architectural institute of Japan, save demand book, technical innovation, survival rate, save situation

#### はじめに

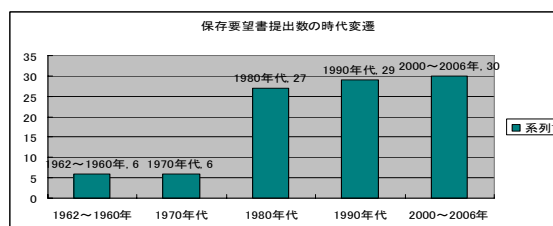
高度経済成長の進行とともに、都市に残る近代建築の保存は重要な課題となった。1965年、愛知県に近代建築を移築して保存する「博物館明治村」が開設され、このころから新しい保存法を伴った近代建築が次々と現れる。1996年には登録有形文化財制度がスタートし、各地方都市で歴史建造物が地域活性化の拠点として位置づけられるようになった。都心では近代建築の保存がトレンドとなり、主に外壁保存の日本工業倶楽部会館などが生まれ変わった。21世紀に入ると、保存法が多様化する一方で、近代建築を取り壊してから新しい材料で再建するレプリカ保存などが現れるなど、保存の問題も1つの転換期を迎えている。

そこで本稿では日本建築学会が提出してきた保存要望書リストをもとに、建造物の残存率や保存状況・保存技術、要望書と重要文化財の登録・指定の相互関係を追って考察する。

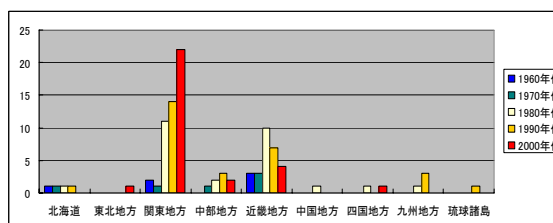
#### 保存要望書の提出数から見た変遷

日本建築学会では1962年「旧札幌郵便局庁舎建物保存運動支援の要望書」をはじめとして、2006年の45年間に約100件(再要望・提出保留も含む)の保存要望書を国や各地方公共団体等に提出してきている。初めて保存要望書が提出された1962年の日本は高度経済成長期の幕開けの時期であった。1960・70年代の18年間に提出された帝国ホテル旧館等を含む保存要望書は12件とわずかだったが、80年代には27件(例:旧大同生命金沢支社)、90年代には29件(例:丸の内ビルディング)と急増しており、2000年から2006年にかけてはすでに30件を提出されている(例:同潤会青山アパートメントハウス)。このデータより1980年代から積極的に保存要望書が提出され始め、現在まで増え続けていることがわかる。(グラフ1参照)また年代により各地方の提出数は大

きく異なる。保存要望書の提出が多く見られるのは近代建築が多数存在する関東・近畿地方である。各地方別の変遷で見ると、特に80年代以降は急激に提出数が増加しており、90年代は有形文化財が制度化されたことにより、地方の提出数も目立って伸びている。また2000年代の関東地方は他の地方より群を抜いていることがわかる。(グラフ2参照)



グラフ1 保存要望書提出数の時代変遷



グラフ2 各地方別の提出数の変遷

#### 保存要望書による国の文化財指定と保存傾向

次に保存要望書が提出され、その前後に文化財の指定・登録された建物の現在の管理状況について見ていくこととする。

保存要望書が提出された建造物99件のうち、すでに指定・登録された建物は19件である。(表1参照)また19件のうち、提出前に指定・登録された建物は6件だった。

●指定・登録された建造物: 99件中19件→19%

うち指定又は登録された文化財19件

●保存要望書提出前に指定・登録された建造物:

19件中6件→32%

提出年月日	指定・登録	登録時期
1967年05月26日	帝国ホテル旧館 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 2004.02.17 官報告示年月日 : 2004.03.04
1967年12月25日	平城宮跡 史跡名勝記念物	指定年月日 : 1922.10.12
1979年10月16日	東京芸術大学奏楽堂 国宝・重要文化財	指定年月日 : 1998.01.13
1986年09月10日	旧鹿児島刑務所正門 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 1998.12.11 官報告示年月日 : 1998.12.25
1987年12月11日	東京駅丸の内口本屋 国宝・重要文化財	指定年月日 : 2003.05.29
1989年12月13日	大阪市中央公会堂 国宝・重要文化財	指定年月日 : 2002.12.28
1993年04月19日	旧岩崎久弥邸 国宝・重要文化財	指定年月日 : 1961.12.28
1993年12月22日	自由学園朝日館 国宝・重要文化財	指定年月日 : 1997.05.29
1994年07月20日	旧富山県立農学校本館(漱浄閣) 国指定重要文化財	指定年月日 : 1997.05.29
1994年07月20日	現石川県庁舎 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 1997.12.12 官報告示年月日 : 1998.01.08
1995年05月26日	海岸ビル 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 1998.12.11 官報告示年月日 : 1998.12.25
1997年10月22日	誠之堂 国指定重要文化財	指定年月日 : 2003.05.30
1998年12月18日	旧第一勧業銀行熊本支店 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 1998.09.02 官報告示年月日 : 1998.09.25
2003年05月12日	国際文化会館 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 2006.08.03 官報告示年月日 : 2006.08.24
2006年04月18日	歌舞伎座 登録有形文化財	原簿記載年月日 : 2002.02.14 官報告示年月日 : 2002.03.12

表1 文化財に指定・登録されたものの一例

文化財に登録された建造物の中でも、その保存方法は様々である。例えば、帝国ホテル旧館の解体は、関東大震災にも耐えた貴重な建物であったこと、フランク・ロイド・ライトの日本における代表作品であることから激しい反対運動もあった。しかし地盤沈下などの影響で柱が傾き、雨漏りがする状況などから1967年に取壊され、中央玄関部分のみが明治村へと移築保存されている。

上記と同様に建物の一部分を移築保存しているのが、東京芸術大学奏楽堂である。建物の老朽化や音楽の演奏形態の拡大等に対応できなくなってきたことから、1984年に解体された。価値のセレクションにより、万民がコンサートホールという共通の目的を持って活用できるというコンセプトを活かし、奏楽堂が残され、教育的部分である校舎は切り捨てられた。そして3年後の1987年に上野公園内に移築された。

渋沢栄一の喜寿を祝って贈られた誠之堂は聖マリア学園が管理していた。しかし学園の施設拡充計画に伴い、取り壊しを懸念した渋沢栄一の生誕地である埼玉県深谷市が譲り受けた。移築には茶室の移築に用いられる「おおばらし」を応用した日本初の煉瓦建築における移築工法が用いられた。そして約2年の解体・復元工事を経て、1999年移築復元が完成した。

●保存要望書提出後に解体された、あるいは解体される予定にある建造物: 19件中4件→21%  
例) 歌舞伎座・文化学園本館等

### 文化財の保存方法とその技術革新

時代が進むにつれ文化財の保存方法にも変化が見られることがわかる。はじめに述べたように保存方

法が多様化してきている中で、完全な形で保存できるケースも生まれてきている。例えば免震レトロフィットを採用し保存再生された大阪市中央公会堂や、前項ですでに述べた、大ばらし工法を応用させ移築された誠之堂などがあげられる。

大阪市中央公会堂が保存再生に採用した免震レトロフィットとは、耐震構造が必要な建物に免震構造を採用する構法で、必要な耐震性能を持たせながらも、建物の外観や内部の意匠の改変を最小限に抑えることができる方法である。基礎部分に設置することにより、現状の建物はほとんど補強することがないことや、建物を使いながら工事を進められることが利点として挙げられる。

また誠之堂が移築に伴い採用したのが日本建築の大ばらしを応用した工法である。おおばらしとは日本建築の茶室などの改修などに見られる工法で、桂離宮の改修などにも用いられている。組積造である誠之堂の場合、レンガ単体は構造的には十分な材料強度を保持していたが、壁体としては経年変化が進んでいる目地部に依存している状態であった。そこで外壁はレンガの積み方(化粧積み・目地等)を当初のまま保存するために、レンガ壁体は裏積も含めそのまま40ピースに分割して移築された。

上記のように、保存改修や移築等の保存技術の進歩により、歴史的建造物は残したい部分を主体に、ほぼ完全な形で保存することができるようになってきている。

### まとめ

保存要望書を提出することによる建築保存の効果は有力と言える。しかし、保存要望書を提出したからと言って、必ずしも保存が行われる訳ではないのが現状である。また保存方法も時代の変遷とともに多様化して、建物本来の文化的価値を失う例も見られる。保存方法については保存技術の革新によっていかなるケースにも対応できる時代を迎えつつあるのだから、建物本来の価値ある保存方法について、真剣に議論した保存要望を考えるべきではないだろうか。今後は保存方法等の中身に踏み込んで、その内容の盛り込んだ、保存要望書の提出を検討することが必要な時代を迎えつつあると言えるだろう。

### 参考文献

- 「建築雑誌(1962～2003)」日本建築学会
- 「総覧 登録有形文化財建造物 5000」文化庁文化財部 編著
- 文化庁 国指定文化財データベース  
<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>